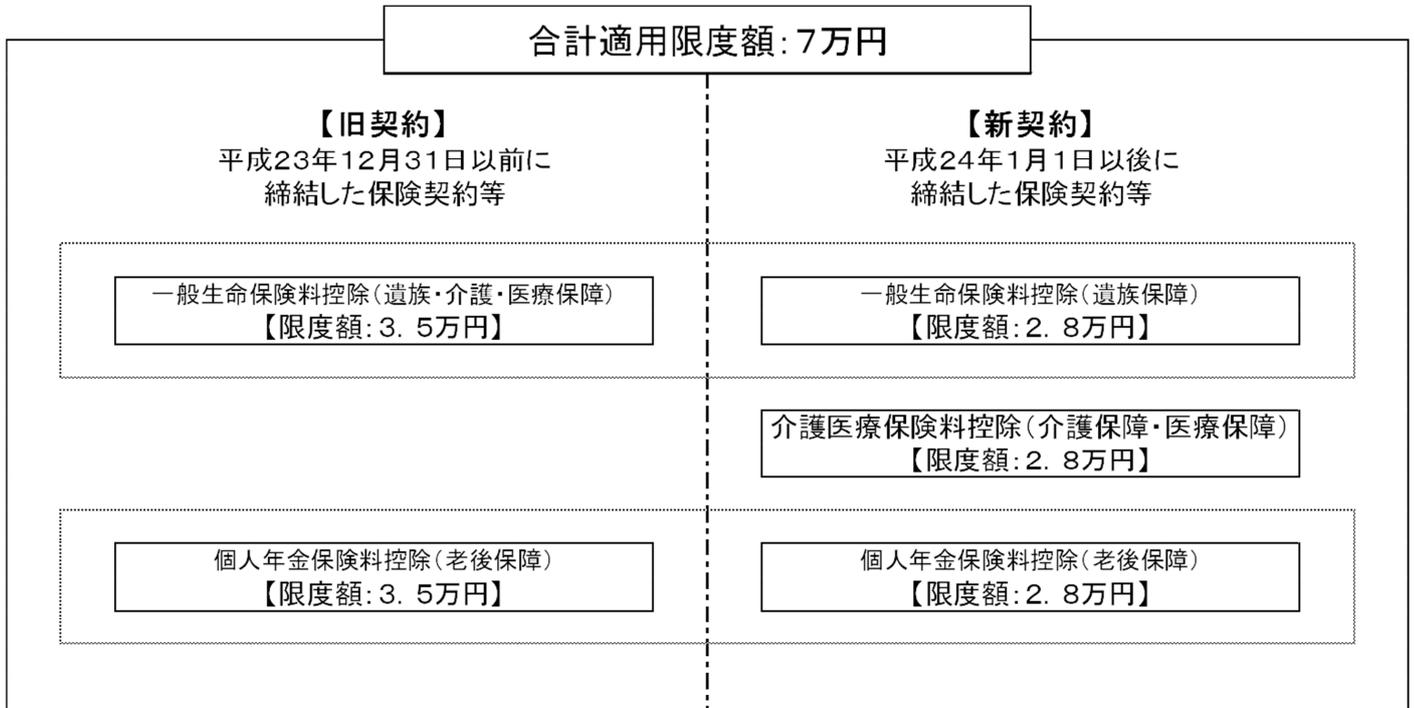


○生命保険料控除の改正について

平成25年度の町・県民税より、生命保険料控除の内容が改正されます。現行の「一般生命保険料に係る控除」及び「個人年金保険料に係る控除」に加え、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る控除から、介護保障・医療保障を内容とする主契約又は特約に係る支払い保険料等について、「介護医療保険料に係る控除」が設けられます。

また、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る控除から、控除の限度額は28,000円に変更となります。なお、合計適用限度額は現行どおり70,000円です。



- ※1 一般生命保険料控除について、新契約と旧契約の両方の契約がある場合の限度額は28,000円
- ※2 個人年金保険料控除について、新契約と旧契約の両方の契約がある場合の限度額は28,000円
- ※3 町民税・県民税における生命保険料控除の変更点となるため、所得税における生命保険料控除の変更点とは異なります

(1) 新契約（平成24年1月1日以後に締結した保険契約等）に係る控除額

一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料に係る控除額について、それぞれ下記の表1のとおり計算します。

表1

支払保険料等の金額	控除額
12,000円以下	支払保険料等の全額
12,000円超 32,000円以下	支払保険料等の金額×1/2+6,000円
32,000円超 56,000円以下	支払保険料等の金額×1/4+14,000円
56,000円超	一律28,000円

(2) 旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）に係る控除額

平成23年12月31日以前に締結した保険契約等については、従前の計算方法が適用されます。一般生命保険料及び個人年金保険料に係る控除額について、それぞれ下記の表2のとおり計算します。

表 2

支払保険料等の金額	控除額
15,000円以下	支払保険料等の全額
15,000円超 40,000円以下	支払保険料等の金額×1/2+7,500円
40,000円超 70,000円以下	支払保険料等の金額×1/4+17,500円
70,000円超	一律35,000円

(3) 新契約と旧契約の双方に加入している場合の控除

一般生命保険料又は個人年金保険料について、新契約と旧契約の双方に加入している場合、控除額はそれぞれ下記の表3の(ア)～(ウ)のいずれかを選択することができます。

表 3

適用する生命保険料	控除額
(ア) 新契約分のみを控除として適用	上記(1)に基づき計算した控除額(上限28,000円)
(イ) 旧契約分のみを控除として適用	上記(2)に基づき計算した控除額(上限35,000円)
(ウ) 新契約分と旧契約分の双方を控除として適用	上記(1)に基づき計算した控除額と上記(2)に基づき計算した控除額の合計額(上限28,000円)

◎上記(1)～(3)に基づき計算した控除額の合計額が生命保険料控除の金額となります。なお(1)～(3)に基づき計算した控除額の合計額が70,000円を超える場合は、70,000円が控除額となります。

お問い合わせ先：税務課 課税グループ 住民税担当
TEL 049-299-1757 (直通)